

## ○静岡大学教職センター運営委員会規則

(平成 27 年 3 月 18 日規則第 32 号)

改正 平成 28 年 1 月 20 日規則第 73 号 令和 4 年 3 月 31 日規則第 67 号  
令和 4 年 7 月 20 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡大学教職センター規則（平成 27 年 3 月 18 日制定）第 5 条第 2 項の規定に基づき、静岡大学教職センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 運営委員会は、静岡大学教職センター（以下「センター」という。）に関し、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 全学教育科目の教職等資格科目に関する事項
- (2) 教職課程認定に関する事項
- (3) 教職支援・教育相談に関する事項
- (4) 全学の教職関係組織との連絡調整に関する事項
- (5) 教職課程に係る自己点検・評価に関する事項
- (6) センターの業務計画に関する事項
- (7) その他センターの具体的運営に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターを主担当とする教員
- (3) 各学部教務委員長
- (4) 地域創造学環教務委員会委員長
- (5) 教務課長
- (6) 教育学部事務長
- (7) その他運営委員会が必要と認める者

(委員長)

第 4 条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(会議)

第 5 条 運営委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 運営委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月20日規則第73号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第67号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月20日規則第12号)

この規則は、令和4年7月20日から施行する。